

○大野市通学区域審議会条例

昭和45年9月30日

条例第28号

改正 昭和51年10月20日条例第24号

(設置)

第1条 大野市小学校及び大野市中学校（以下「小学校及び中学校」という。）の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大野市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定、改廃に関する事項を調査審議して教育委員会に答申する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、25名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市議会議員の代表

(2) PTAの代表

(3) 校長の代表

(4) 区長の代表

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は議事録を作成し、2名以上の出席委員が署名しなければならない。

(資料の提出要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。